

鳥取県告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月6日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人賛幸会	特別養護老人ホームはまゆう	鳥取市服部204-1	平成24年3月1日